

最近の集落営農の動向

主事研究員 長谷川晃生

1 はじめに

集落営農は、もともと中国地方の中山間地域や富山、滋賀県等のように、兼業化が進展し、担い手不足が深刻な地域で設立されてきた。最近では、国の農業政策において構造政策を推進するために集落営農が位置付けられたこと等を受けて、全国各地で集落営農が新設されている。

以下では、最近の集落営農の特徴的な動向について紹介することにした。

2 全国の動向

農林水産省の「集落営農実態調査の概要」^(注1)によると、全国の集落営農数は2005年の10,063から12年の14,736へと4割超も増加している(第1表)。特に07年、08年は大きく増加したが、その要因としては、07年度から国の水田・畑作経営所得安定対策が導入され、規模要件をクリアできない個別農家によって、政策対応のための集落営農が新設されたことが挙げられる。

その後、増加幅は一旦縮小したが、再び11年に大きく増加している。11年にスタートした農業者戸別所得補償制度において、小規模農家が個人で制度に加入するよりも、集落営農で加入する方が交付対象面積の算定で有利になることから、交付金受給を目的とした集落営農の設立があったものとみられる^(注2)。

こうした集落営農数の増加とともに、最近では国が法人化に対するメリット措置を実施していること等から、集落営農の法人化も進展している。集落営農のうち、法人の数は05年の646から12年の2,581へと増加した。この結果、全集落営農数に占める法人の割合は同時期に6.4%から17.5%へと大きく上昇している。

3 地域別の動向

12年の集落営農数を地域別にみると、東北が最も多く、次いで九州、北陸、近畿が続いている(第1表)。

05年と12年の集落営農数を比較すると、北

第1表 地域別の集落営農数の推移

(単位 集落営農、%)

	05年	06	07	08	09	10	11	12	(参考) 05~12年 の増加率
全体	10,063	10,481	12,095	13,062	13,436	13,577	14,643	14,736	44.6
地域別									
北海道	396	357	324	320	289	289	283	272	△34.7
東北	1,624	1,792	2,170	2,825	2,981	2,997	3,417	3,389	98.5
北陸	1,912	1,953	2,042	2,063	2,079	2,089	2,257	2,298	19.8
関東・東山	463	485	772	863	908	936	994	986	107.8
東海	753	776	823	790	787	790	859	889	17.5
近畿	1,585	1,606	1,600	1,704	1,767	1,771	2,048	2,030	27.7
中国	1,586	1,589	1,646	1,685	1,726	1,759	1,840	1,904	20.0
四国	193	242	316	336	368	378	358	375	75.2
九州	1,545	1,675	2,396	2,470	2,525	2,562	2,580	2,587	62.2

資料 農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」

(注) 1 06年以前は5月1日現在、07年以降は2月1日現在。

2 沖縄は集落営農数が少ないので掲載省略。全体には沖縄も含む。なお12年は6組織。

海道を除く全ての地域で増加している。この間の増加率は、関東・東山(107.8%)、東北(98.5%)、四国(75.2%)、九州(62.2%)では全国平均を大きく超えている。一方、東海(17.5%)、北陸(19.8%)、中国(20.0%)では増加率が低い。

また12年の全集落営農数に占める法人の割合は、もともと集落営農の設立が進んでいた北陸(31.5%)、中国(28.6%)で相対的に高い。一方、近畿(9.5%)、東北(11.0%)、九州(12.5%)は低い状況にある。特に東北、九州は組織立ち上げから間もない集落営農が多いために、全体と比較すると法人化が進展していない。

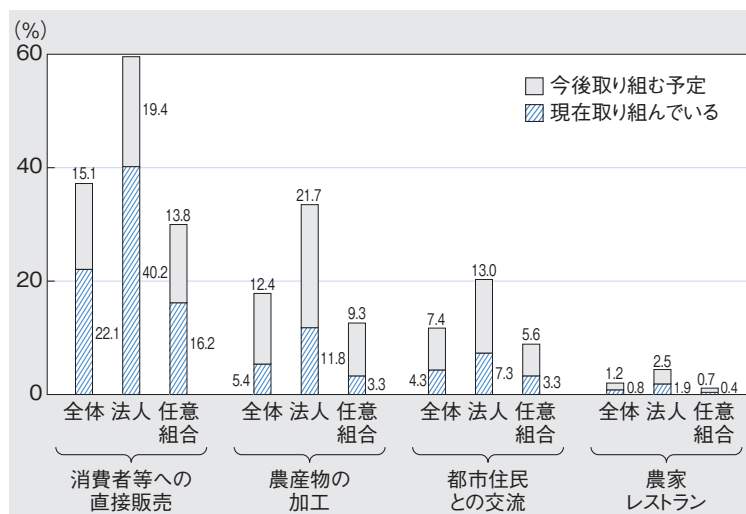
4 集落営農の経営多角化

さらに最近の注目すべき動きとして、集落営農による経営多角化が挙げられる。

農林水産省が集落営農を対象に実施した調査結果によると、12年時点で「消費者等への直接販売」に取り組んでいる集落営農の割合は22.1%、「農産物の加工」は5.4%、「都市住民との交流」は4.3%となっている(第1図)。組織形態別には、任意組合よりも法人で経営多角化が進展していることがわかる。

今後取組みを予定しているものとしては、「消費者等への直接販売」(15.1%)、「農産物の加工」(12.4%)の順に多いが、現在の取組状況

第1図 集落営農の農業生産以外への取組状況と今後の予定



資料 農林水産省「集落営農活動実態調査結果の概要(平成24年3月1日現在)」

(注) 1 集計対象数は2,956。うち法人は723、任意組織は2,233。

2 都市住民との交流とは、農産物のオーナー制度や農業体験等を通じ、都市住民と交流を行う(観光農園や農家民宿を含む)ことをいう。

3 「その他」の取組みは非掲載。

と同様に、任意組織よりも法人で今後予定している割合が高い。特に「農産物の加工」を予定している法人の割合は21.7%と最も高くなっている。

5 おわりに

このように、集落営農のなかには組織の立ち上げが一段落し、収益拡大、余剰労働力の有効活用等のために、経営多角化の意向があることがうかがえる。しかし、集落営農の経営発展の方向性は、組織の設立経緯や目的、各地域の個別担い手の状況や圃場条件等が影響するために多様であると考えられる。集落営農は地域農業の担い手としての存在感が増しているだけに、今後の動向に注目していく必要がある。

<参考文献>

- ・安藤光義(2007)「集落営農の持続的発展に向けて」『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所
- ・小野智昭(2010)「集落営農の発展と法人化について」『集落営農の発展と法人化－2009年度日本農業経済学会大会特別セッションの記録』農林水産政策研究所

(はせがわ こうせい)

(注1) 農林水産省調査では、集落営農を「集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農」と定義している。

(注2) 交付対象面積は自家消費米相当分として個人農家では1戸につき10aが控除されるが、集落営農の場合は全体の面積から10aが控除される。